

青森県報

第三千六百六十五号

平成二十五年
三月十三日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	二
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	三
救急病院の設置	医療業務課	四
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	障害福祉課	四
公 告		
争議行為の通知の公表	労政・能力開発発課	四
特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表	漁港整備課	五
出先機関		
土地改良区の役員の退任	東青地域民局	五
土地改良区の清算人の退任	同	五
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	事務局	六

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出 () 六
 政治資金規正法による政治団体の解散の届出 () 七
 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表 () 七
 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出 () 七

告 示

青森県告示第百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社青森アライフ	青森市卸町三の五	訪問介護	株式会社青森アライフ青森野辺地営業所	上北郡野辺地町二十平九二の一	平成二五・一・二五
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	"	アースサポート八戸東	八戸市湊高台二丁目二〇の二	二五・二・一
株式会社ライフアライ	弘前市大字駒越一字村元一二三三の	訪問看護	訪問看護ステーションスマイル	弘前市大字駒越一字村元一二三三の	"
社会福祉法人義乃会	十和田市大字深持字南平三一二の四	"	訪問看護ステーションなかよし荘	十和田市大字深持字南平三一二の	"
財団法人ヨリテリシ	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四	"	リニルバーク	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四	二五・三・一

青森県告示第百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
有限会社 だいち	〃	〃	〃	株式会社 ライフア リーナ	財団法人 シバリー リハビレ ーション 協会	〃	〃	名称 主たる 事務所 所在地
十和田市東 三番町六の 三〇	十和田市東 三番町六の 二五	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 紺屋町六六 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 紺屋町六六 一三三の 一	八戸市大字 河原木一 字〇八 太郎山四 の四四	〃	居宅介護 事業の種 類
訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問看護	〃	〃	名称 所在地
ヘルパー センター ぱよんち く	ピセイ デイサー ビス桜美 苑岩木	ヘルパー センター イルスマ シ	ヘルパー センター イルスマ シ	訪問看護 センター ポトシ もた	訪問看護 センター ポトシ もた	上北郡向 かい山 〇八の 二六〇 五	上北郡向 かい山 〇八の 二六〇 五	居宅介護 事業所
十和田市東 三番町六の 三〇	十和田市東 三番町六の 二五	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	〃	〃	年月日 変更
三三・一 一	〃	〃	〃	二四・二 ・五	〃	平成 二二・三 三	〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
〃	〃	株式会社 ライフア リーナ	財団法人 シバリー リハビレ ーション 協会	〃	〃	名称 主たる 事務所 所在地	
弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 紺屋町六六 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 紺屋町六六 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	八戸市大字 河原木一 字〇八 太郎山四 の四四	居宅介護 事業の種 類
通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	〃	名称 所在地
ピセイ デイサー ビス桜美 苑岩木	ヘルパー センター イルスマ シ	ヘルパー センター イルスマ シ	ヘルパー センター イルスマ シ	訪問看護 センター ポトシ もた	訪問看護 センター ポトシ もた	上北郡向 かい山 〇八の 二六〇 五	居宅介護 事業所
弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	弘前市大字 駒越字村元 一三三の 一	〃	年月日 変更
〃	〃	二四・二 ・五	〃	平成 二二・三 三	〃	〃	〃

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百八十四号

変更後	変更前
〃	〃
十和田市東 三番町六の 三〇	十和田市東 三番町六の 二五
訪問看護	訪問看護
ヘルパー センター ぱよんち く	ヘルパー センター ぱよんち く
十和田市東 三番町六の 三〇	十和田市東 三番町六の 二五
〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前
"		だい ち 有限会社	
三〇 三 十和田市東 三番町六の	二五 三 十和田市東 三番町六の	三〇 三 十和田市東 三番町六の	二五 三 十和田市東 三番町六の
訪問看護		訪問介護	
ば ヨ ン チ ク ステーション		ば ヨ ン チ ク ヘルパー	
三〇 三 十和田市東 三番町六の	二五 三 十和田市東 三番町六の	三〇 三 十和田市東 三番町六の	二五 三 十和田市東 三番町六の
"		三 一 一	

青森県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株 式 会 社 イ フ ア リ ー		名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
三 一 越 字 村 元 一 二	弘 前 市 大 字 絨 屋 町 六 六	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
ル 事 業 所 ス マ イ		名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
三 一 越 字 村 元 一 二	弘 前 市 大 字 絨 屋 町 六 六	所 在 地	変 更 年 月 日
平 成 二 五 ・ 三 一 ・ 一 五			

青森県告示第百八十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
医 療 法 人 三 良 会 村 上 新 町 病 院	青 森 市 新 町 二 丁 目 一 の 三 三	平 成 二 十 八 年 三 月 十 一 日

青森県告示第百八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
す ず ら ん 調 剤 薬 局 市 民 病 院 前 店	青 森 市 奥 野 一 丁 目 六 の 一 〇	平 成 二 五 ・ 三 一 ・ 一
ひ ま わ り 薬 局 松 原 店	青 森 市 松 原 三 丁 目 一 三 の 三 一	"

公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

賃金の引き上げと雇用の確保、医療・介護・福祉等労働者の大幅増員等

二 争議行為をなす日時

平成二十五年三月十四日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所ですべて的あるいは部分的に、あるいは継続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十二項の規定により、大畑地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる事項を記載した書類を青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

- 一 廃止の理由
- 二 特定漁港漁場整備事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
- 三 事業実施箇所機能の発揮に関する事項
- 四 廃止したことによる影響に関する事項
- 五 今後の課題と対応に関する事項

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、原別土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年三月十三日

東青地域県民局長 北 山 功 三

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理 事	小笠原 義一	青森市原別八丁目五の二四	平成二十五年三月十三日

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した蟹田町土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年三月十三日

東青地域県民局長 北 山 功 三

氏 名	住 所	退任の 年月日
旦代 元一	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国山崎一の一	平成二十五年三月十三日
沼田 正道	字蟹田外黒山一二二の一	" " " "
鈴木 實	字蟹田小国南田一〇の一	" " " "
鈴木 勝文	" " " " 一三三	" " " "
工藤 重次	字蟹田小国品吉一七の二	" " " "

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
生活の党青森県総支部連合会	平山 幸司	中野 美智	青森市大字大野字前田六二の九	平成二五・二五

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
菊池健治後援会	伊勢田 啓吉	川端 忠司	下北郡東通村大字砂子又字沢内五の	平成二五・二六
むつ・下北政経研究会	菊池 健治	川端 忠司	下北郡東通村大字砂子又字沢内五の	二五・二六
中嶋久彰後援会	宮本 末三	松本 章	東津軽郡今別町大字今別字今別三九	二五・二六

青森県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年三月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党青森県三戸郡第一支部	小館 敏夫	平成二五・二六
政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党青森県三戸郡第一支部	久保 滋彦	平成二五・二六

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
石田昭弘後援会	新	平成二五・二一
幸福実現党弘前後援会	旧	二五・二一
横山北斗政経研究会	新	二五・二四
幸福実現党青森県本部	旧	二五・二六
幸福実現党青森後援会	新	二五・二六
友政会	旧	二五・二八
工藤兼光後援会	新	二五・二三
富士恵美子後援会	旧	二五・二三
全国小売酒販政治連盟青森県支部	新	二五・二五
高橋修一油川地区後援会	旧	二五・二五

高橋修一 沖館地区 後援会	主たる 所在地	代表者	青森市富田二丁目一三の二〇	青森市沖館四丁目一九の一三	二五・二二五
寺田武造 後援会	主たる 所在地	代表者	高瀬 愛博	浅利 博	二五・二二五
大島理森 三戸町後援会	主たる 所在地	代表者	五所川原市大字金山字盛山四八の四	五所川原市松島町八丁目六四	二五・二二五
沢田さとし 後援会	主たる 所在地	代表者	小館 敏夫	澤田 末也	二五・二二六
桂田正春 後援会	主たる 所在地	代表者	小館 敏夫	澤田 末也	二五・二二六
中野渡詔子 後援会	主たる 所在地	代表者	桂田 篤志	前山 義秋	二五・二二六
古川正隆 後援会	主たる 所在地	代表者	大下内 綾子	中野渡 昭子	二五・二二六
	主たる 所在地	代表者	東津軽郡蓬田村大字長科字川瀬三五の四	東津軽郡蓬田村大字長科字川瀬二九の一	二五・二二七
	代表者		坂本 昭栄	坂本 祐一	二五・二二七

青森県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年三月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

国民の生活が第一青森県総支部連合会	政治団体の名称	解散年月日	平成四・三・二六	届出年月日	平成五・二・二七
-------------------	---------	-------	----------	-------	----------

政党以外の政治団体

日本維新の会衆議院青森県第一支部	解散年月日	届出年月日	二五・二二八	二五・二二九
政治団体の名称	解散年月日	届出年月日	二五・二二八	二五・二二九
青山会（奈良秀則）	平成二四・二・三三	平成二五・二・二四	二五・二二五	二五・二二六
国民の生活が第一青森県第2区総支部	二四・二・三三	二五・二・二六	二四・二・三三	二五・二・二七
国民の生活が第一青森県第1区総支部	二四・二・三三	二五・二・二七	二四・二・三三	二五・二・二七
杉風政経協会	二四・二・三三	二五・二・二七	二四・二・三三	二五・二・二七
横山北斗後援会・東郡会	二四・二・三三	二五・二・二七	二四・二・三三	二五・二・二七
国民の生活が第一青森県第3区総支部	二五・二・二六	二五・二・二六	二五・二・二六	二五・二・二六

青森県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年三月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	届出年月日
菊池（健治） （東通村長）	むつ・下北政経研究会	菊池 健治	下北郡東通村大字砂子又字沢内五の一一	平成二五・二・二六

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資

金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年三月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資 金 管 理 団 体 の 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	届 出 日 月 年
杉山 道夫 (十和田市議 会議員)	杉 風 政 経 協 会	杉 山 道 夫	十和田市西二十三番 町六〇の三一	平成 二 五 年 三 月

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭